

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公表番号】特表2014-527024(P2014-527024A)

【公表日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-056

【出願番号】特願2014-510279(P2014-510279)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/047	(2006.01)
A 6 1 K	31/19	(2006.01)
A 6 1 K	31/17	(2006.01)
A 6 1 K	31/164	(2006.01)
A 6 1 K	31/60	(2006.01)
A 6 1 K	31/07	(2006.01)
A 6 1 K	8/365	(2006.01)
A 6 1 K	8/40	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/42	(2006.01)
A 6 1 K	8/368	(2006.01)
A 6 1 K	8/67	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 P	17/12	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/04	(2006.01)
C 07 C	59/08	(2006.01)
C 07 C	59/06	(2006.01)
C 07 C	273/02	(2006.01)
C 07 C	31/22	(2006.01)
C 07 C	235/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/047
A 6 1 K	31/19
A 6 1 K	31/17
A 6 1 K	31/164
A 6 1 K	31/60
A 6 1 K	31/07
A 6 1 K	8/365
A 6 1 K	8/40
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/42
A 6 1 K	8/368
A 6 1 K	8/67
A 6 1 K	47/10

A 6 1 K	9/107
A 6 1 P	17/12
A 6 1 P	37/08
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	17/06
A 6 1 P	17/10
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 P	43/00
	1 2 1
A 6 1 P	17/04
C 0 7 C	59/08
C 0 7 C	59/06
C 0 7 C	273/02
C 0 7 C	31/22
C 0 7 C	235/08

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚用として許容できるビヒクル中に、

少なくとも組成物の10重量%の総量で、遊離酸として計算して15～40重量%の、  
乳酸および／またはグリコール酸を含む1種類以上のアルファ-ヒドロキシ酸；

15～40重量%の尿素；

5～20重量%のグリセロール；ならびに

5～20重量%のパンテノール

を含み、アルファ-ヒドロキシ酸(単数または複数)、尿素、グリセロールおよびパンテノールの総量が組成物の40重量%から80重量%までを構成する、局所用組成物。

【請求項2】

最大で約30重量%の1種類以上のアルファ-ヒドロキシ酸；

最大で約25重量%の尿素；

最大で約10重量%のグリセロール；および

最大で約10重量%のパンテノール

を含む、請求項1に記載の局所用組成物。

【請求項3】

乳酸および／またはグリコール酸を、少なくとも13重量%の量で含む、請求項1または2に記載の局所用組成物。

【請求項4】

さらにサリチル酸を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項5】

さらに、一般的な保存剤および脂肪アルコールを含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項6】

レチノールまたはその誘導体が存在する、請求項1～5のいずれか1項に記載の局所用組成物。

【請求項7】

さらにベヘニルアルコールを含む、請求項 1～6のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 8】

さらに血流刺激剤を含む、請求項 1～7のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 9】

ビヒクルがエマルジョンである、請求項 1～8のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 10】

特に足の、過角化皮膚の処置に使用するための、請求項 1～9のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 11】

過角化皮膚が病的状態と関連する、過角化皮膚の処置に使用するための請求項 10に記載の局所用組成物。

【請求項 12】

病的状態が糖尿病である、過角化皮膚の処置に使用するための請求項 10に記載の局所用組成物。

【請求項 13】

病的状態が、手の湿疹、アトピー性湿疹、魚鱗癬、および乾癬からなる群から選択される、過角化皮膚の処置に使用するための請求項 10に記載の局所用組成物。

【請求項 14】

微生物の過剰増殖が関与すると考えられる皮膚疾患の処置に使用するための、請求項 1～9 のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 15】

アクネまたは皮膚粘膜症の処置に使用するための、請求項 14 に記載の局所用組成物。

【請求項 16】

微生物の過剰増殖が関与すると考えられる皮膚疾患であって、過角化皮膚の存在と関連する疾患の処置に使用するための、請求項 1～9のいずれか 1 項に記載の局所用組成物。

【請求項 17】

皮膚障害または開放潰瘍を伴う対象を、罹患した皮膚に請求項 1 に記載の組成物を局所投与することにより処置する方法。